

宮古市建設関連業務委託契約に係る最低制限価格の算出方法の改正について

「市営建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要領」第3に規定している最低制限価格の算出方法の一部を改正します。

1 改正の概要

(1) 最低制限価格の上限について

測量及び地質調査業務以外に係る契約について、10分の8を **10分の8.1** にします。

(2) 市営建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要領の別表1を下記のとおり改正します。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	【現行】 諸経費の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額 ↓ 【改正後】 諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た額	—
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	【現行】 一般管理費等の額に <u>10 分の 4.8</u> を乗じて得た額 ↓ 【改正後】 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	【現行】 諸経費の額に <u>10 分の 4.8</u> を乗じて得た額 ↓ 【改正後】 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	【現行】 一般管理費等の額に <u>10 分の 4.5</u> を乗じて得た額 ↓ 【改正後】 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

2 適用時期

令和6年8月1日以降入札通知する契約から適用します。